

三河商事有限会社

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の通り、行動計画を定める。

1. 行動計画期間 令和7年8月20日～ 令和9年8月19日までの 2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行うことで、制度の利用促進を図り、将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指す。

＜対策＞

- 令和7年8月～ 育児休業取得促進を図り継続就業定着の為の制度の周知・啓発を実施するとともに、対象従業員に対する本人の希望及び社内制度の個別確認を行う
- 令和7年8月～ 制度に関するパンフレットの作成及び周知

目標2：子供の出生時に父親が積極的に育児休業等の制度を利用することができるよう、制度の周知、職場風土の醸成を図る。

＜対策＞

- 令和7年8月～ 男性向けに制度に関するパンフレット配布、社内における掲示
- 令和7年8月～ 男性従業員に対する管理職からの制度利用推奨

目標3：社員本人または配偶者の妊娠・出産等に伴う円滑な休業取得及び職場復帰を支援するための取り組みを行う。

＜対策＞

- 令和7年8月～ 育休復帰支援措置の実施。
(業務の整理・引継ぎ支援、休業中の情報・資料提供、面談によるニーズの把握とよりよい休業計画の策定等を指す。)